



受賞部門



年休取得促進部門

株式会社アイ・アイ・エム

目的・理念

会社が社員を大切にすると＝社員がお客様を大切にすると＝会社が成長する

社員を大切にできない会社は、お客様を大切にすることもできません。
会社は、ひとりひとりの社員から成り立っています。
そして、その会社は、お客様によって成り立っています。
会社が社員を大切にすることで、社員が会社のためにがんばれ、お客様のためにがんばれます。
そしてそれが会社の成長へとつながります。

設立当初からその姿勢を崩すことなく取り組み、今年で設立21年目を迎えます。

取組内容

多様な休暇制度

社員の声を取り入れ、働きやすい社内環境を整えるための休暇制度の策定および実施に取り組んでいる。業務と休暇のメリハリをつけることで業務の効率化を目指すとともに体力面、精神面の強化を図る。
また、社員と社員のご家族へ日頃の感謝を込めて、ご家族やご友人と良い休日を過ごすための制度。

1 誕生日休暇(誕生月に1日)

誕生月に、1日の特別有給休暇を取得でき、誕生日祝い金として手当5万円が支給される。

実績 ▶ 誕生日手当は、毎年誕生月の給与で支給。
誕生日休暇は、全社員で9割以上の社員が取得。

2 社員の配偶者への誕生日祝い

- 社員の配偶者の誕生日に、女性の配偶者には花束を、男性の配偶者にはビール券を贈与。

※誕生日当日に、花束はご自宅へ配送、ビール券は社員に手渡している。
日々家庭にて、社員をサポートしていただいている配偶者の方へ会社からの感謝の気持ちを表している。



3

リフレッシュ休暇

- 勤務年数10年、20年、30年毎に、リフレッシュ休暇と手当を支給。
(10年目:5日間と20万円、20年目:10日間と40万円、30年目:20日間と80万円)
- 手当は充実した休暇をすごしてもらうために支給しているため、
休暇取得時に支給。
- 勤務年数が10年を超えたときに10年目のリフレッシュ休暇の取得が可能。
20年目になるまでの10年間で好きな時期に取得が可能。
20年目、30年目のリフレッシュ休暇もそれぞれ10年間のうちで、好きな時期に取得が可能。

4

その他 特別有給休暇制度

- 創立記念日 (11/2)
- IIM休日(飛び石連休の中日を休日とする、GWなど長期連休)
- 結婚休暇(7日間)
- 配偶者出産休暇(7日間)
- 子の看護休暇(10日間)
- 生理休暇
- 転勤休暇
- 弔辞休暇

部活動に対する会社からの補助制度や、社内には社員同士のコミュニケーションが取れる「交流スペース」を設けている。いつも一緒に仕事をしている社員同士で誕生日休暇の取得を気にかけて薦めあったり、または仲の良い仲間同士で、旅行や食事へ行ったり、仕事以外での交流をサポートしている。

交流スペース



部活動と社員旅行

